

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令註日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合開発 計画	ベネズエラ共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	村落環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	406,000千円 ----- -----	H23.121 コトスで (同日)	日本側 番馬正弘在ベナン大使 国際連合開発計画側 ナル ドス・ベケレ・トーマス 在ベナン事務所代表	H23.2.3 23号
国際連合児童 基金	イソンドにおける「ボリオオ撲滅計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ボリオオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	192,000千円 ----- -----	H23.121 ニエューデ リーで (同日)	日本側 大使 国際連合児童基金側 カリ ン・フルシヨフ在イソンド 事務所代表	H23.2.3 24号
国際連合児童 基金	アフガニスタン・イスラム共和国におけるボリオオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ボリオオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	452,000千円 ----- -----	H23.129 カフール で (同日)	日本側 廣木重之在アフガニスタン大使 国際連合児童基金側 ビー ター・クロリー在アフガ ニスタン事務所代表	H23.2.21 57号
国際連合児童 基金	アフミラ共和国におけるボリオオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	アフミラ共和国におけるボリオオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	383,000千円 ----- -----	H23.221 東京で (同日)	日本側 前原誠司外務大臣 国際連合児童基金側 平林 国彦東京事務所長	H23.3.4 71号
国際連合児童 基金	リベリア共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	304,000千円 ----- -----	H23.3.8 モンロビ アで (同日)	日本側 片上慶一在リベリア大使 国際連合児童基金側 イザ ベル・クローリー在リベ リア事務所代表	H23.3.24 88号
国際連合児童 基金	スーダン共和国における紛争の影響を受けた児童の保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	紛争の影響を受けた児童の保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	255,000千円 ----- -----	H23.3.10 ハルツェ ムで (同日)	日本側 和田明範在スーダン大使 国際連合児童基金側 ニー ルス・カストバーク在ス ーダン事務所代表	H23.3.28 107号
世界食糧計画	ミャンマー連邦内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	480,000千円 ----- -----	H23.3.22 ローマで (同日)	日本側 安藤裕康在イタリア大使 世界食糧計画側 アミール ・アブドラ事務所次長	H23.4.1 124号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	レバノン共和国におけるナツラル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプの再建計画のための贈与 日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	レバノン共和国におけるナツラル・エル・バーリド・パレスチナ難民キャンプの再建計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	201,000千円 ----- (同日)	H23.3.22 ベイルート (同日)	日本側 川上公一在レバノン大使 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 サルバト・レ・ロンバルド在レバノン事務所長	H23.4.1 125号
国際連合児童基金	ジンバブエ共和国における小児感染症予防計画のための贈与 日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	464,000千円 ----- (同日)	H23.3.29 ハラレで (同日)	日本側 森田幸一在ジンバブエ大使 国際連合児童基金側 ビーター・サラヤ在ジンバブエ事務所代表	H23.4.25 175号
国際移住機関	ギルギス共和国における「出入国管理システム近代化計画」のための贈与 日本国政府と国際移住機関との間の交換公文	出入国管理システム近代化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	131,000千円 ----- (同日)	H23.5.20 ビシュケク (同日)	日本側 丸尾真在ギルギス大使 国際移住機関側 スラトコ・ジギチ中央アジア調整官兼在ギルギス事務所長	H23.6.1 191号
国際連合食糧農業機関	アフガニスタン・イスラム共和国における第二次農業生産拡大及び生産性向上計画のための贈与 日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	第二次農業生産拡大及び生産性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	914,000千円 ----- (同日)	H23.6.6 カブール (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合食糧農業機関側 ラケナスラ・グゾレイ・チキイ在アフガニスタン代表	H23.6.20 212号
国際連合教育科学文化機関	アフガニスタン・イスラム共和国における「警察識字能力強化計画」のための贈与 日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の交換公文	警察識字能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	249,000千円 ----- (同日)	H23.6.14 カブール (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合教育科学文化機関側 青柳茂在アフガニスタン事務所長	H23.6.23 222号
国際連合児童基金	コンゴ共和国におけるコミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画の実施 日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	コミュニティ参加を通じた子供のための環境整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	529,000千円 ----- (同日)	H23.6.20 ブラザビル (同日)	日本側 藤田和彦在コンゴ共和国大使館参事官 国際連合児童基金側 マリアン・フレンジ在コンゴ人民共和国事務所代表	H23.7.6 232号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額は贈与の供与期限 (注2)	署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
国際連合児童基金	中央アメリカ共和国における北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	北部及び南東部における社会生活基盤の再構築計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	998,000千円 ----- -----	H23. 6.27 パングで (同日)	日本側 山本啓司在中央アメリカ大使 国際連合児童基金側 タニヤ・チャベイスサット在中央アメリカ事務所代表	H23. 7. 8 239号
国際連合教育科学文化機関	パキスタン・イスラム共和国における「洪水警報及び管理能力強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の交換公文	洪水警報及び管理能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	284,000千円 ----- -----	H23. 7.12 イスラマ バードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 国際連合教育科学文化機関側 長田こずえ在パキスタン事務所代表	H23. 7.26 259号
国際連合開発計画	東チモール民主共和国における「民主的な国政選挙による平和構築計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	民主的な国政選挙による平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	135,000千円 ----- -----	H23. 8.11 タイリで (同日)	日本側 北原巖男在東タイモール大使 国際連合開発計画側 田中美樹子在東タイモール事務所長	H23. 8.24 290号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食糧援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	600,000千円 ----- -----	H23. 8.17 アンマン で (同日)	日本側 小菅淳一在ヨルダン大使 国際連合機関側 フライツボ・クラウンズ在イスラエル事務局長	H23. 9. 6 312号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	270,000千円 ----- -----	H23. 8.25 ラバツラ で (同日)	日本側 橋本尚文在パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長 世界食糧計画側 クリスチヤン・ヒューズ在アンマン・ニユーエラサール代表	H23. 9.12 317号
国際連合食糧農業機関	ベネズエラ共和国における貧困農民支援に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	ベネズエラ共和国における貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	210,000千円 ----- -----	H23. 8.30 ローペで (同日)	日本側 河野雅治在イタリヤ大使 国際連合食糧農業機関側 山口ロレンソ・トマ技術協力局長	H23. 9.21 325号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	パングラデジュ人民共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	810,000千円 -----	H23.8.31 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H23.9.21 326号
世界食糧計画	ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	490,000千円 -----	H23.8.31 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H23.9.21 327号
世界食糧計画	チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H23.8.31 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H23.9.21 328号
世界食糧計画	中央アジアリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	H23.8.31 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H23.9.21 329号
世界食糧計画	セント王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	180,000千円 -----	H23.8.31 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 ジョゼツ ト・シーラン事務局長	H23.9.21 330号
国際移住機関	スリランカ民主主義共和国における「北部州紛争影響地域の和解・再統合支援計画」のための国際移住機関との間の交換公文	北部州紛争影響地域の和解・再統合支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	122,000千円 -----	H23.10.27 コロンボ で (同日)	日本側 相信仁在スリラン カ大使 国際移住機関側 リチャ ード・ダンツィ ガー在スリ ランカ事務所長	H23.11.10 367号
世界食糧計画	エチオピア連邦民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	580,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 アミール ・アブドラ事務局長	H23.11.17 371号
世界食糧計画	ケニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	600,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 ア大使館計画側 アミール ・アブドラ事務局長	H23.11.17 372号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勤続日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	210,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 ア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長	H23.11.17 373号
世界食糧計画	スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	410,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 ア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長	H23.11.17 374号
世界食糧計画	ソマリア民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	310,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 ア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長	H23.11.17 375号
世界食糧計画	南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H23.10.27 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 ア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長	H23.11.17 376号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラム共和国におけるボリオ感染拡大防止・撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ボリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	203,000千円 -----	H23.11.3 イスラマバードで (同日)	日本側 大江博在パキスタン大使 大大使 国際連合児童基金側 ダン・ローレンス在大使事務所代表	H23.11.17 377号
国際連合開発計画	コンゴ民主共和国における「連帯サイクル支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	連帯サイクル支援計画の実施に必要な生産物及び役務の購入	77,000千円 -----	H23.11.7 キンシャサで (同日)	日本側 富永純正在コンゴ民主共和国大使 大大使 国際連合開発計画側 フランソワ・サラソクロ在コンゴ民主共和国事務所代表	H23.11.17 378号
国際連合食糧農業機関	アフガニスタン・イスラム共和国における「カザン・ミヤン・農業灌漑施設整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	カザン・ミヤン・農業灌漑施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1310,000千円 -----	H23.11.26 カザンで (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 大大使 国際連合食糧農業機関側 ヤキヤシム・アラサード・コータム在アフガニスタン臨時代表	H23.12.14 395号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月〇日をHO.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童 基金	アフリカニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	716,000千円 -----	H23.12.10 カザール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合児童基金側 ビーター・クロリー在アフガニスタン事務所代表	H23.12.27 410号
国際連合開発 計画	アフガニスタン・イスラム共和国における「警察能力強化計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	警察能力強化計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	429,000千円 -----	H23.12.28 カザール で (同日)	日本側 高橋礼一郎在アフガニスタン大使 国際連合開発計画側 マノッジョ・バスン在アフガニスタン事務所代表	H24.1.16 6号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。